

# 「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

◎政策等の題名：「杉並区景観計画の策定」

◎政策等の案の公表の日：平成21年10月1日

◎意見提出期間：平成21年10月1日から10月25日まで(25日間)

上記の政策等の案について意見提出手続を行った結果、35件の意見の提出がありました。

提出方法別の件数及び項目数は、以下のとおりです。

提出方法	件数(A+B)	人数(A)	団体数(B)	項目数
文書	4	4	0	9
F A X	3	3	0	9
電子メール	0	0	0	0
ホームページ	5	5	0	7
その他	23	23	0	23
合計	35	35	0	48

注1)件数:提出件数(但し、同一主体から複数回に分けて寄せられた意見については1件とする)

注2)項目数:寄せられた個人毎の意見の総数(例 提出件数2件 A氏:2項目、B氏:3項目⇒項目数:5)

◎お寄せいただいたご意見と、ご意見を考慮した結果(区の考え方)や理由等について下記のとおりまとめました。

意見の分類	◎提出意見	項目数	◎提出意見を考慮した結果(区の考え方)とその理由等
別紙1のとおり			

問い合わせ先

まちづくり推進課景観係  
電話03-3312-2111

## 区民等の意見の要旨と区の考え方

提出方法	人数	項目
文書	4	9
ファックス	3	9
ホームページ	5	7
その他	23	23
合計	35	48

意見の分類	意見の概要	区の考え方	修正の有無
景観計画の運用	1 都営住宅のような標準設計に対する景観アドバイザーの権限を発揮して欲しいと思う。	公共施設の整備の際は、事前協議の義務付けあるいは協力要請を行います。区の施設に関しては、まちづくり景観審議会専門部会に諮問し、意見聴取します。	
	2 公共の工作物の信号や柵を作るときに景観専門部会は、意見を言える権限はあるのか。	区立施設等の建築や改築の際に、景観専門部会の審議があります。	
	3 区内には、多くの著名人；作家、音楽家、芸術家、詩人、文化人など；の旧家や遺跡があるが、もっと大切に保存したい。PRも必要です。	すでに、角川書店創始者角川源義氏の旧宅が保存され、角川庭園となっています。また、魅力あるまちなみづくりに貢献する建物等を表彰する「まちデザイン賞」により、PRにも努めています。景観計画では、杉並の自然・歴史・文化・生活を今に伝える歴史的な建築物を景観重要建造物として指定する方針を示しています。	
	4 井の頭線沿いと丸ノ内線・総武線沿いでは同じ杉並区でも景観にかなり違いがあり、そのギャップを埋める努力を期待します。	景観計画では地域別の景観特性を14ゾーンに分けて示しています。各地域の景観は、地形や歴史的な成立過程によりそれぞれ異なっていますが、この違いを地域の特徴ととらえ、地域特性に応じた景観形成を目指していきます。	
	5 景観計画がそのまま実行されれば良いと思いますが、計画に書かれているとおりに行われるかどうか不安です。住民の意見を取り入れて施策を行って欲しいと思います。	景観計画を適切に運用するために、区民や事業者への周知を図り、景観への理解を深めていくため普及啓発に努めます。また、景観計画を変更する際には、区民等意見提出手続等を行い、区民等の意見を反映するよう努めます。	
	6 建売の住宅でも外構で景観が決まる。そこで、指導できないものか。	開発行為の届出など機会をとらえて、外構等について景観協定の導入の検討を事業者に働きかけ、良好な景観となるよう誘導していきます。	
	7 最近の判例の動向から見て、案は妥当と思います。	景観計画を適切に運用することにより、みどり豊かな住宅都市杉並の実現を目指します。	

意見の分類	意見の概要	区 の 考 え 方	修正の有無	
景観要素の追加	8	区内には住民が慣れ親しんできたゆるいカーブの道筋がありますが、生活道路として多くの人を育ててきた故郷の道です。道筋も歴史ある景観なので周辺への影響が大きい景観要素として残して欲しいと思います。	公共施設景観形成指針の中で、公共施設の整備の際には、地域の貴重な景観資源を活かした整備を行うことを示しています。	
	9	景観計画では、地下環境について述べられていませんが、外からは見えませんが大事な生活環境なので、景観計画に加えるべき事項だと思います。	地下環境については環境対策の中で対応すべき内容であるため、景観計画に取り入れることは考えておりません。	
	10	川跡である旧井草川緑道は、いわば流れの記憶です。次世代への環境づくり、景観づくりの指針は水の有無の二分法の境界線上に潜むのではないのでしょうか。旧井草川緑道を景観計画の重点地区に追加指定してください。	景観計画では、3河川と玉川上水を「水とみどりの景観形成重点地区」として定め、井草川遊歩道については、地域の景観資源として位置づけていますが、井草川遊歩道(杉並歩行者道第1号線)を景観重要公共施設として位置づけることにいたします。	○
	11	旧井草川、小柴ロードは重点地区になるのか。	水とみどりの重点地区は、水の見える水辺が対象です。井草川遊歩道や小柴ロードは、地域の景観特性を創出する要素としていましたが、この井草川遊歩道(杉並歩行者道第1号線)を景観重要公共施設に位置づけることとします。	○
	12	善福寺池などの岸辺の形状を「多自然型」に改修することを計画目標に加えるべきだと考えます。一帯のみどりの質を高め、その味わいを深くします。景観づくりは自然そのものに学ぶべきです。	景観計画の中で、善福寺公園周辺地区は、モデル的に景観づくりを進める「モデル地区」としています。今後は、周辺住民や管理者である都と協議しながら景観づくりを進める予定です。	
	13	景観計画案「一般地域」(住宅系、中低密度住宅地)のイメージ・パースを見ると、植栽がおおむね植栽柵の中に植えられています。その土地らしさを取り戻す主役としてのみどりの存在感が発揮されるためには、やむを得ない場合以外、樹木や草花は地面に直接植え込むことを推奨すべきです。	植栽の方法は、敷地の大きさや建物の用途によって、工夫が必要です。イメージ図はその事例として掲げたものです。	
	14	景観計画案「一般地域」(商業地系、駅前等の商店街)のイメージ・パースを見ると、植栽が軒うちに配置されていますが、この状況は植物の生育不良や枯れをもたらします。店舗をセットバックして、植栽の完全な外部化を目指すほうが景観上も良いと思います。	植栽の方法は、敷地の大きさや建物の用途によって、工夫が必要です。イメージ図はその事例として掲げたものです。セットバック等に関しては、商店街内のルールとして検討が必要と考えます。	
	15	商業地系のイメージ図で、軒先をそろえるというのは、植物の環境を優先して決めるようにできないか。	敷地の状況や地域の特性により、個別に誘導していきます。また、商店街で一律にセットバックをすることをルール化するには、まちづくり条例の「まちづくりルール」や「景観協定」などを活用することもできます。	
	16	商店街で建物を建てる時にセットバックすることをすすめることはできないか。		
	17	商店街の景観を良くする為に建物をセットバックさせて造ることは良いことと思うが、売り場面積が減る等商売上は、利益が減りかねない。補助金はあるのか。	景観計画でセットバックに対する補助金はありません。	

意見の分類	意見の概要	区 の 考 え 方	修正の有無
景観要素の追加	18 公共施設やパブリックデザインは素材・質感を重視すべきで、着色加工は必要最小限にとどめるべきです。湿潤な日本の風土を想起し、経年変化を織り込んで、いぶし瓦、黒レンガ等に準じた無着色、モノトーンのインターロッキングの導入を検討すべきではないでしょうか。「百年の景」を標榜する以上、時を経るほど落ち着きと美しさを増す素材選びを通じて、環境づくりを推進整備すべきです。	公共施設景観形成指針の中で、周辺のまちなみとの調和はもとより、素材についても時間の経過に伴って味わいのある素材を使用するとしています。	
	19 景観づくりへの区民からの新しい動きが生まれた際に、審査、評価、支援へとスムーズにつながる仕組みをこの景観計画自体の内に用意してください。	景観計画の「まちづくり施策等との連携」の中で、まちづくり条例に規定するまちづくりを進めるための仕組みとして「まちづくり協議会」、地域の約束事や取決めに示す「まちづくりルール」などの登録制度等について示し、景観法に基づく景観協定や建築基準法に基づく建築協定につながるものとして示しています。	
	20 個々のエリアごとの将来像を示して欲しい。	市街地特性ごとにあらわしたイメージ図が、いわば将来像です。	
	21 地域ごとの意思、コンセンサスをつくる努力をしないとイケない。	景観新聞や景観週間のイベントなど様々な機会をとらえ、景観に対する普及・啓発をしてまいります。	
	22 西武線の高架化のときに景観について考える良い機会となるのではないか。	鉄道の連続立体は、まちづくりのきっかけになり景観についても考える機会になります。	
規制の対象	23 家等を建築するときに生垣にすることを強制する指導はあるのか。	景観形成基準で可能な限り緑化を図ることとなっています。また、みどりの施策でも生垣の推進をしていきます。	
	24 みどりの質を高くするために街路樹や川辺の樹木は、大木、少なくともはなみづき位の樹木とすると定めるべきである。	それぞれの地域特性に合った街路樹の樹種を選ぶことが望ましいので、景観計画では樹種の指定はしていません。	
	25 杉並の環境のよさを保っているのは、民有地の植栽である。無くなる理由は、相続が多い。それをなんとかするためにスケルトン定借が有効だと思う。これを区の人が地主にもっと啓蒙して欲しい。大田区で参考となる良い事例がある。	スケルトン定借は、みどりを残す有効な方法の一つであり、定期借地であれば、相続税対策としても有効と考えます。景観計画では、明記しませんが、他の自治体の事例も参考に研究していきます。	
	26 景観計画で重視すべきは緑化です。特に喬木が重要です。電柱に替えて樹木(喬木)を植えることを提案します。景観を害する原因の一番は電柱なので、できるところから電柱をなくして樹木を植えることを望みます。		
	27 電線を地中化するだけで、我が国の景観は大幅に改善されるに違いありません。電柱地中化こそ、景観づくり「百年の景」において最優先されるべき課題であると考えます。	現在もできるところから電柱の地中化を実施しています。今後も引続きできるところから電柱の地中化を推進する予定です。なお、公共施設景観形成指針の中でも道路整備に際しての景観配慮事項として示すとともに、景観計画の中でも公共空間における魅力ある空間づくりの項目として示しています。	
	28 商店街の電柱をなくす方法はないか。せまい歩道に電柱が立っていて景観も悪いが人やう乳母車も通れない。		
	29 電柱が醜い。地中化するべきである。		

意見の分類	意見の概要	区 の 考 え 方	修正の有無
規制の対象	30 歩道橋の景観に与える影響は小さくないと思います。電柱などよりよほど目立ちます。たとえば杉並公会堂の前に歩道橋がありますが、あれなどは施設まわりの景観を大きく損ねていると感じます。建物前のオープンスペースがあつた歩道橋で分断され視野が遮られ大変残念に思います。あの歩道橋は必要なのでしょうか。撤去できない事情があるなら、公共施設への入り口として、もう少し外観的にふさわしいものにできないのでしょうか。	歩道橋については、公共施設景観形成指針において道路付属物として、景観に配慮したものとすよう色彩や外観について示しています。	
	31 青梅街道の歩道橋の撤去について提案します。ひとつは杉並公会堂前の歩道橋で、優れた景観の保全のためです。この歩道橋の利用者を見たことがありません。もうひとつは荻窪駅タウンセブン前の歩道橋です。橋脚部分の歩道を広くするとともに、商業活性化の象徴的事業として実施してください。		
	32 荻窪駅前交番の移転させて、横断歩道幅を拡げ、交番前の地上の突起物を撤去して路面を平坦にしてください。これにより駅前の渋滞が改善され、荻窪駅前の景観をやさしくすることができますと思います。移転先案は荻窪駅北口近傍です。	交番の設置、移転について景観計画で規制することは考えておりません。	
	33 景観計画では良好な景観を謳っていますが、建物高さ3階建て10mまでであるはずの用途地域「第一種低層住居専用地域」に地区計画を導入して高さ6階建て、20mとして許可しているのは景観条例に逆行しています。良好な景観とは名ばかりで、定義づけがあいまいで、担当課の解釈ひとつで決まるのでは美辞麗句の羅列にすぎません。	景観計画の中では、高さ規制は考えておりません。一定規模以上の建築物については、届出を義務付け、景観に配慮した建物へと誘導するため、配置や色彩等について指導していきます。	
	34 景観色彩基準の中で、鏡面仕上げは、規制できるのか。	建築物の仕上げ方法について景観形成基準はありません。	
	35 駅前の広告、京都や観光都市のように厳しい規制はできないか。		
	36 看板の色彩も考えるべき	屋外広告物については、東京都屋外広告物条例により規制を行っているので、景観計画では区内に統一的な規制は行いません。商店街の広告物の規制については、景観協定などでよりきめ細かく取り決めていくことも考えられます。	
	37 看板の規制を考えるにあたり、商店街の意思をまとめる場を増やして欲しい。		
	38 吉祥寺では、新しく突出看板を設置することができない商店街もある。参考にできないか。		
	39 まちなみを考えて北側斜線や用途地域を変えるようなことができないか。	景観法の景観地区を定めることで、建築物の後退や高さを定め、斜線制限の適応を除外することができます。なお、区内に景観地区を、定める予定はありません。	
40 ある程度の年数を経た大木は条例などで残さないといけないとする、あるいは建築するときも残さなければならぬなど規制できないものか。	基本的な考え方のイメージ図にお示したとおり、既存の樹木をできるだけ残すよう誘導していきます。		

意見の分類	意見の概要	区 の 考 え 方	修正の有無
他の制度との連携	41 良好で高水準の住宅都市としての景観に緑は欠かせません。一方、都市機能の拡充には駐車場の確保も必要ですが、灰色のコンクリートで固められた駐車場は味気ないので、道路のグリーンベルトなど、景観と交通機能の両方を実現する試みと同様に、駐車場の緑化推進も盛り込んでほしいと思います。	景観計画や景観形成指針の中で、景観配慮事項の一つとして接道部緑化を掲げています。緑化施策と連携しながら、接道部緑化を推進していきます。	
	42 計画自体は結構なものと思いますが、実効性が問題と感じます。 樹木、特に大木は区の良い景観のため不可欠ですが、近年、その数が減っています。100坪くらいの住宅にあった大木が、土地が3分割され、根こそぎきられてしまいます。 区の保護樹木は切らせないよう、建築確認前に指導するとか、保護樹木を残して(更地にせず)売却する場合には容積率を少し緩和するとか(可能ならば)考えてはいかがでしょうか。	景観計画や景観形成指針の中で、景観配慮事項の一つとして、建築等の際は可能な限り既存の樹木を残し、活かすよう掲げています。緑化施策と連携しながら、樹木保存に努めていきます。	
	43 きれいな街のために、是非、ゴミの有料回収を実施してほしいと思います。	景観計画や景観形成指針の中では、ゴミ置き場の設置について、目立たない工夫をするよう掲げています。	
	44 非常に優れたデザインの公共施設が、ぞくぞくと造られるようですが、ソフト面ではどうでしょうか。 利用者数や職員の意欲、取り組みなどは満足できるものではありません。 職員が快適なだけで、納税者に還元されない施設にならないよう運営面でも第三者チェックを行うなどしてほしいものです。	公共施設景観形成指針の中で、公共施設は地域の良好な景観づくりを先導する役目を担うことを目的として掲げています。	
	45 阿佐ヶ谷住宅建替え計画では50年培われた屋敷林が失われてしまいます。区長も屋敷林を保護するために、税の減免や補助の拡充など行政の支援が急務であると述べていましたが、パフォーマンスの提案にならないよう景観計画とも関連付けて実行してほしいと思います。	景観計画では、屋敷林等の樹木は地域の景観を構成する大切な要素と考えています。関係部署と連携しながら、景観上重要な樹木が残せるよう努めます。	
	46 玉川上水が対象エリアに入っており安心しました。残された貴重な緑であるので緑の保護、緑あふれる住宅街として今後も景観を考えて欲しいと思います。 建物・箱物にお金をかけるのではなく緑や生物多様性に配慮したものでしてください。	景観計画では、玉川上水を始め地域に残された貴重な緑は景観形成の重要な要素と考えます。玉川上水の中心から100mの範囲を玉川上水沿い周辺地区として水とみどりの景観形成重点地区に指定し、一定規模以上の建築行為等について、玉川上水のみどりに配慮した計画となるよう指導してまいります。	
	47 ブラジルでは、道を整備するときに様々な分野の人が集まって考えている。景観まちづくりも単なる事前相談ではなく総合的な調整をしていけるようにすべき。	建築物やみどりなどを担当する部署と連携し、景観まちづくりに取り組んでまいります。	
	48 都市計画課の中高層建築物の看板設置の届出や住環境配慮要綱、みどり公園課の緑化計画の届出の担当と連携して取り組んで欲しい。		